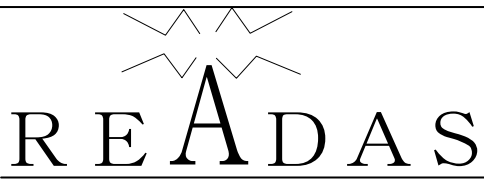


第 5181 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 3月10日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

信用保証協会に支払う保証料

Q：昨年、借入に伴い、信用保証協会に保証料を払いました。この保証料はどのような取扱いになるのですか？

A：前払費用又は繰延資産となりますので、一時の必要経費とすることはできません。

【解説】

信用保証協会に支払う保証料は、①支出の効果がその支出の日以後、保証期間にわたって及ぶこと、②繰上返済をしたときには保証料が一部返済されることから、継続適用を要件に、次のいずれかの経理方法が認められることとなっています。

①繰延資産とする経理方法

保証料として支払った金額を、その保証期間（借入期間）に応じて償却を行い、その償却費を各年分の必要経費に算入する方法。

②前払費用とする経理方法

前年に繰上返済したとした場合に返済を受ける保証料の金額と本年に繰上返済したとした場合に返済を受ける保証料の金額との差額を、本年の必要経費に算入する方法。

なお、繰上返済しても保証料が一部返済されないというものについては、前払費用とする経理方法は採用できませんので、この場合には、繰延資産とする経理方法によることとなります。

保証料に係る消費税は、非課税となっていますので、課税仕入とすることはできません。

